

国海総第252号

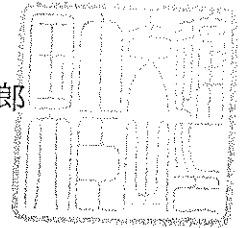
平成24年9月20日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

羽田 雄一郎



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第159号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
ひうら 日浦商船有限公司	広島県東広島市安芸津町三津 4 4 3 2 番地	1
スミセ海運株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 4 番地 龍名館本店ビル 1 2 階	1